平成２９年（フ）第６９号
長崎県長崎市赤迫２丁目19番12号、旧住所長崎県長崎市岩川町４番２号
債務者　園田　　務
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
長崎県長崎市赤迫２丁目19番12号、旧住所長崎県長崎市岩川町４番２号
債務者　園田　京子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午後３時25分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
埼玉県新座市野寺３丁目４番20号　レオネクスト新座ブルー108号室
債務者　木村　四郎
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　恵太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６３号
大阪府高槻市富田町３丁目15番14号
債務者　安元　庸隆
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　将晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８３号
大阪府交野市倉治３丁目35番４号
債務者　井上　幸士
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　隆輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６号
秋田県能代市住吉町５番４号
債務者　竹内　伸也
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第８３号
金沢市城南１丁目21番21号　ファミリーケア城南、従前の住所金沢市笠舞３丁目14番22号
債務者　加茂川クリーニングこと　松本　春子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０３号
大阪府大東市南新田１丁目22番401号、前住所大阪府東大阪市日下町５丁目４番10号
債務者　吉原　敏広
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７号
岐阜県海津市南濃町志津新田455番地４の２
債務者　石原　義行
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
岐阜県海津市南濃町志津新田455番地４の２
債務者　石原慎太郎
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４号
北海道砂川市西３条北18丁目１番２－32号
債務者　斎藤　勝幸
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
長崎県長崎市下町４番４号　ディノ大浦207号室
債務者　濱﨑　清子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮崎県都城市松元町14街区13号松元Ｓハイツ208号
債務者　中川　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３０号
宮崎県都城市鷹尾２丁目９街区２号
債務者　髙野　勇一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３３号
宮崎県都城市高城町穂満坊3099番地
債務者　大渡　啓子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３６号
北海道小樽市新光１丁目24番222号　新光ハイツ、前住所北海道小樽市桂岡町21番25号パレイシャルⅢ310号室
債務者　佐藤　彰紘
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５９号
青森県八戸市桜ケ丘４丁目９番15号
債務者　佐々木なぎさ
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係